【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出日】 2020年7月27日

【会社名】 大王製紙株式会社

【英訳名】 Daio Paper Corporation

【本店の所在の場所】 愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号

(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄り

の連絡場所」で行っています。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区富士見2丁目10番2号

【電話番号】 (03)6856-7515

【事務連絡者氏名】 財務部長 佐野 淳一

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】 2020年7月22日

【発行登録書の効力発生日】 2020年7月31日

【発行登録書の有効期限】 2022年7月30日

【発行登録番号】 2 - 関東1

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 50,000百万円

【発行可能額】 50,000百万円

(50,000百万円)

(注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づ

き算出しております。

【効力停止期間】 該当事項はありません。

【提出理由】 2020年7月22日に提出した発行登録書の「第二部 参照情

報」「第1 参照書類」及び「第2 参照書類の補完情報」 の記載の一部を訂正するため、本訂正発行登録書を提出しま

す。

【縦覧に供する場所】 大王製紙株式会社東京本社

(東京都千代田区富士見2丁目10番2号)

大王製紙株式会社大阪支店

(大阪市中央区備後町4丁目1番3号)

大王製紙株式会社名古屋支店

(名古屋市中区丸の内1丁目16番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正箇所については下線を付しております。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

(訂正前)

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

<中略>

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第<u>108</u>期第 1 四半期(自 <u>2018</u>年 4 月 1 日 至 <u>2018</u>年 6 月30日) <u>2018</u>年 <u>8 月14</u>日までに関東財務局 長に提出予定 事業年度 第<u>108</u>期第 2 四半期(自 <u>2018</u>年 7 月 1 日 至 <u>2018</u>年 9 月30日) <u>2018</u>年11月<u>14</u>日までに関東財務局

事業年度 第<u>100</u>類第2四年期(日 <u>2010</u>年7万十日 至 <u>2010</u>年9万30日) <u>2010</u>年11万<u>14</u>日までに関末期初周 長に提出予定

事業年度 第<u>108</u>期第 3 四半期(自 <u>2018</u>年10月 1 日 至 <u>2018</u>年12月31日) <u>2019</u>年 2 月<u>14</u>日までに関東財務局 長に提出予定

事業年度 第<u>109</u>期第 1 四半期(自 <u>2019</u>年 4 月 1 日 至 <u>2019</u>年 6 月30日) <u>2019</u>年 8 月<u>14</u>日までに関東財務局 長に提出予定

事業年度 第<u>109</u>期第 2 四半期(自 <u>2019</u>年 7 月 1 日 至 <u>2019</u>年 9 月30日) <u>2019</u>年11月<u>14</u>日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第<u>109</u>期第 3 四半期(自 <u>2019</u>年10月 1 日 至 <u>2019</u>年12月31日) <u>2020</u>年 2 月14日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、<u>本発行登録書提出日</u>(2018年7月23日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年7月2日に関東財務局長に提出

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等<u>金融商品取引</u>法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

<中略>

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第<u>110</u>期第1四半期(自 <u>2020</u>年4月1日 至 <u>2020</u>年6月30日) <u>2020</u>年<u>9</u>月<u>30</u>日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第<u>110</u>期第 2 四半期(自 <u>2020</u>年 7 月 1 日 至 <u>2020</u>年 9 月30日) <u>2020</u>年11月<u>16</u>日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第<u>110</u>期第 3 四半期(自 <u>2020</u>年10月 1 日 至 <u>2020</u>年12月31日) <u>2021</u>年 2 月<u>15</u>日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第<u>111</u>期第 1 四半期(自 <u>2021</u>年 4 月 1 日 至 <u>2021</u>年 6 月30日) <u>2021</u>年 8 月<u>16</u>日までに関東財務局 長に提出予定

事業年度 第<u>111</u>期第2四半期(自 <u>2021</u>年7月1日 至 <u>2021</u>年9月30日) <u>2021</u>年11月<u>15</u>日までに関東財務局

長に提出予定

事業年度 第<u>111</u>期第 3 四半期(自 <u>2021</u>年10月 1 日 至 <u>2021</u>年12月31日) <u>2022</u>年 2 月14日までに関東財務局 長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、<u>本訂正発行登録書提出日(2020</u>年7月<u>27</u>日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を<u>2020</u>年<u>6</u>月<u>30</u>日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の 提出日以後、本発行登録書提出日(2018年7月23日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は<u>本発行登録書提出日</u>現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の 提出日以後、本訂正発行登録書提出日(2020年7月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は<u>本訂正発行登録書提出日</u>現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。